

川崎市教育委員会会議規則（抜粋）

（請願又は陳情）

第16条 委員会に請願又は陳情（以下「請願等」という。）しようとする者は、その趣旨並びに請願者又は陳情者（以下「請願者等」という。）の住所及び氏名（法人その他の団体の場合は、その所在地、名称及び代表者の氏名）を記載した文書（以下「請願書等」という。）を委員会に提出しなければならない。

- 2 前項の規定により請願書等を受理したときは、教育長はこれを会議に付し、審議を行い、その結果を請願者等に通知しなければならない。
- 3 本条第1項の規定により請願書等を提出した者は、委員会が許可したときは、教育長が定めた時間内において、請願等に関して陳述することができる。

請願法

第1条 請願については、別に法律の定める場合を除いては、この法律の定めるところによる。

第2条 請願は、請願者の氏名（法人の場合はその名称）及び住所（住所のない場合は居所）を記載し、文書でこれをしなければならない。

第3条 請願書は、請願の事項を所管する官公署にこれを提出しなければならない。天皇に対する請願書は、内閣にこれを提出しなければならない。

2 請願の事項を所管する官公署が明らかでないときは、請願書は、これを内閣に提出することができる。

第4条 請願書が誤つて前条に規定する官公署以外の官公署に提出されたときは、その官公署は、請願者に正当な官公署を指示し、又は正当な官公署にその請願書を送付しなければならない。

第5条 この法律に適合する請願は、官公署において、これを受理し誠実に処理しなければならない。

第6条 何人も、請願をしたためにいかなる差別待遇も受けない。

附 則

この法律は、日本国憲法施行の日から、これを施行する。